

「裁定制度」に関するアンケート 結果報告

2017.06.01

特許第2委員会

第5小委員会

2016年11月に特許第1・特許第2委員会の各委員の皆様を対象にしたアンケートの結果を集計しましたので報告致します。

1. アンケート概要

我が国の特許法では、行政処分によって強制的に通常実施権が設定される裁定制度が存在し、当委員会では、この裁定制度について検討を行ないました。

裁定制度の運用の現状を見ると、これまで裁定が下された事例は1件もなく、特許発明の不実施の場合（特許83条）と利用関係に基づく場合（同92条）について裁定請求された例がわずかに存在しますが、いずれも請求が取り下げられており、現行の裁定制度は形骸化しているといわざるを得ません。

社会における裁定制度の利用ニーズがほとんどないというのであれば、非常手段である裁定制度に頼らなくても適正に特許制度を運用できていることを意味するため、裁定制度の形骸化を特段問題視する必要はありません。しかしながら、近年では、リサーチツール特許の問題、パテントトロール問題、標準必須特許の問題など、社会において特許制度に係る様々な懸念が高まる度に、裁定制度の利活用について議論されており、少なからず社会における利用ニーズがあるものと認識しています。

当小委員会では、裁定制度について改善の余地があるものと考え、本問題に対する企業における実態を把握するためにアンケートを行なったものです。

1-2. 対象者

特許第1委員会および特許第2委員会の各委員。

1-3. アンケート期間

2016年11月14日～2016年11月30日

2. アンケート結果

2-1. 回答者について

アンケート依頼社数 116 社中、有効回答数 84 社

2-2. 結果の概略

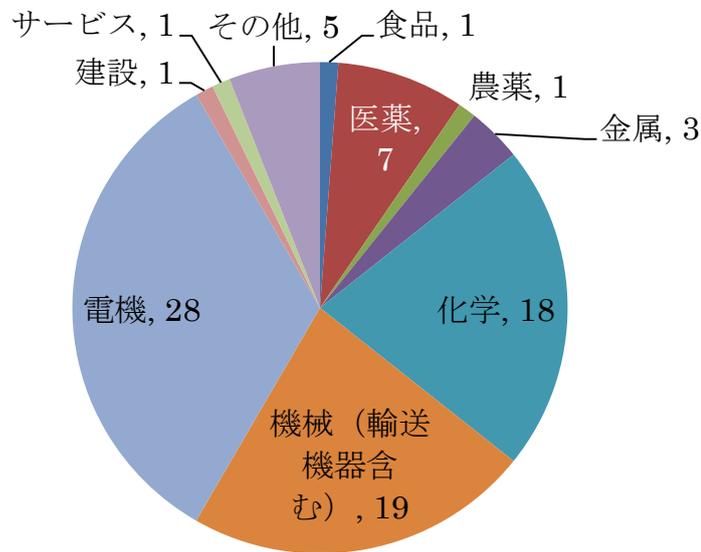
裁定制度に関する認知度が高いにも関わらず、裁定制度の利用については実務で一切検討されていないといった実態が判った。また、現在の裁定制度のままでよいといった回答が54%で最も多く、その理由として「実務において裁定制度を利用しなければならない必要性がない」といった意見が多かった。次に多い回答が、現在の裁定制度より裁定通常実施権が認められやすい方向に改善すべき（41%）であり、その理由として「利用実績に乏しい現行制度は存在意義が乏しいため」といった意見が多かった。

3. アンケートの質問内容と集計結果について

[Q 1-1] あなたは、どのような業種を想定してこのアンケートを記入しますか？（貴社が複数の業種を行っている場合には、回答しやすい業種を1つ選択して下さい。）

回答総数：84

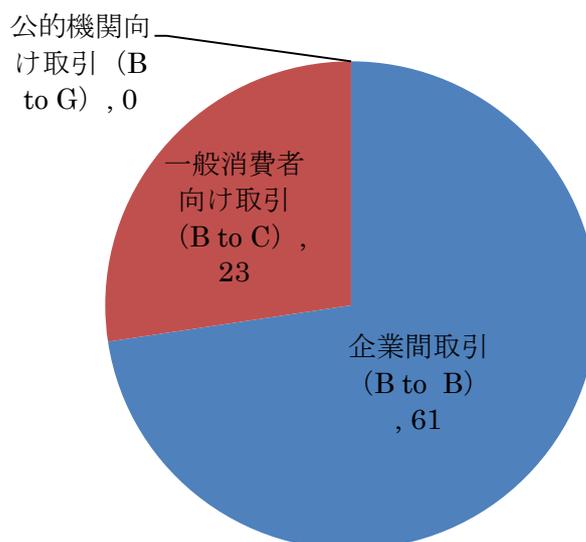
食品	医薬	農薬	金属	化学	機械	電機	建設	サービス	その他
1	7	1	3	18	19	28	1	1	5



[Q 1-2] あなたは、どのようなビジネス形態を想定してこのアンケートを記入しますか？（貴社が複数のビジネス形態でビジネスを行っている場合には、回答しやすいビジネス形態を1つ選択して下さい。）

回答総数：84

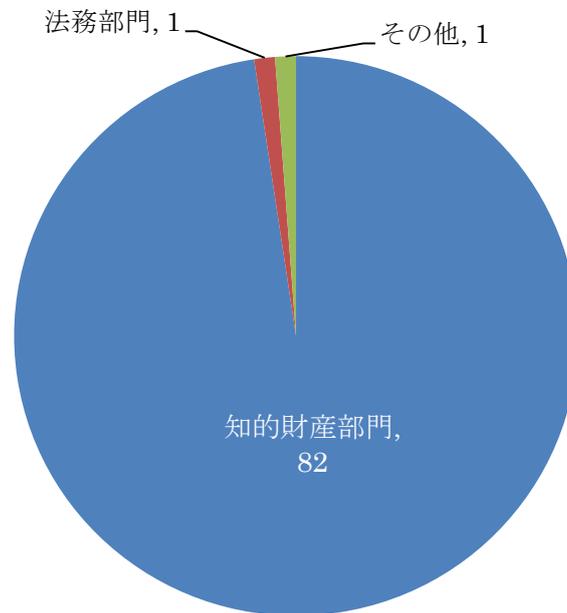
B to B	B to C	B to G
61	23	0



[Q 1 - 3] あなたの所属を教えてください。

回答総数 : 84

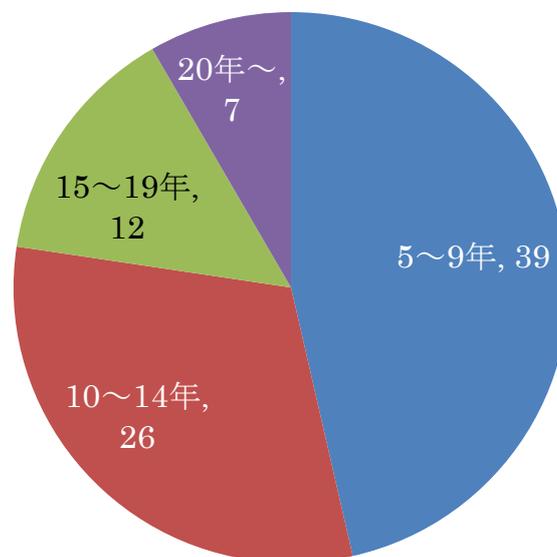
知財部門	法務部門	その他
82	1	1



[Q 1 - 4] あなたの知財に関する業務の経験年数を教えてください。

回答総数 : 84

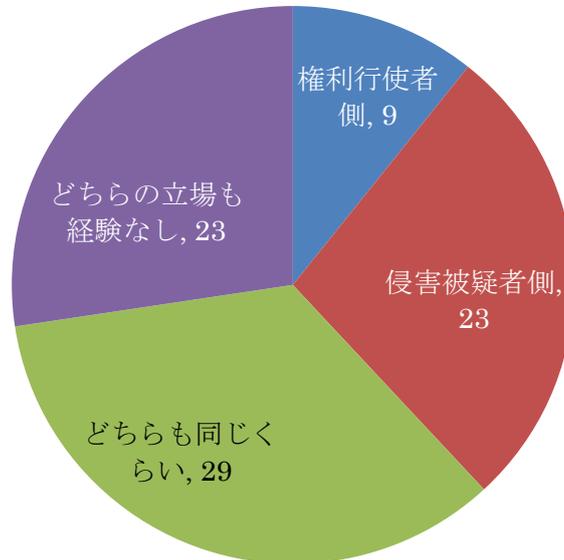
～4年	5～9年	10～14年	15～19年	20年～
0	39	26	12	7



[Q 1 - 5] あなたは、権利行使者側と侵害被疑者側とでどちらの立場となることが多いですか？

回答総数：84

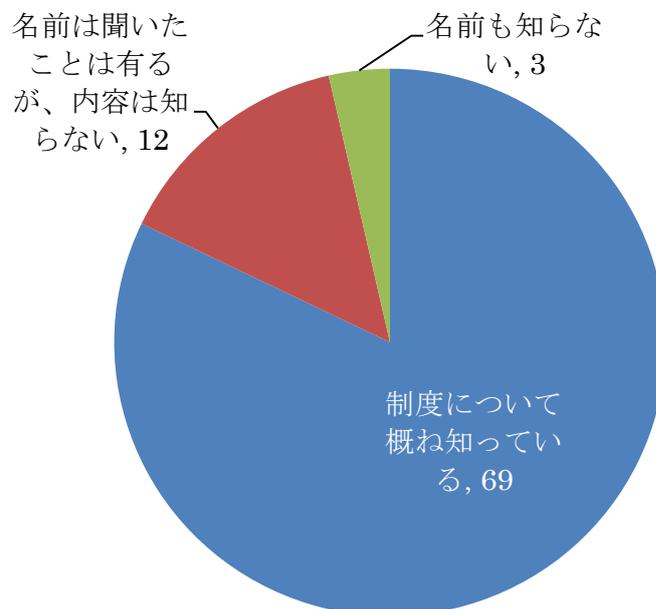
権利行使者側	侵害被疑者側	どちらも同じくらい	どちらの立場も経験なし
9	23	29	23



[Q 2 - 1] 「裁定制度」のことを知っていましたか？

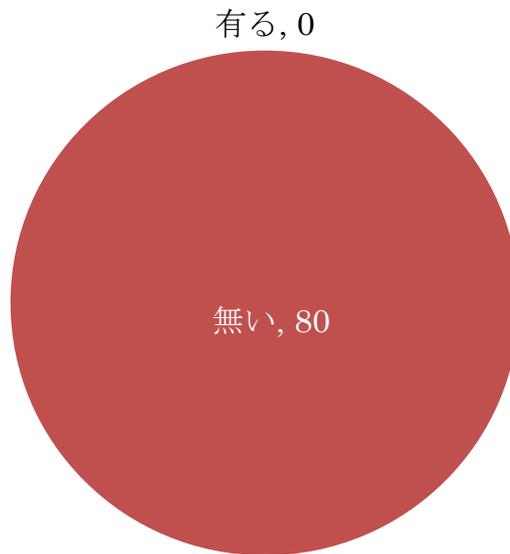
回答総数：84

制度について概ね知っている	名前は聞いたことは有るが、内容は知らない	名前も知らない
69	12	3



[Q 2-2] 上記 Q2-1. で「1. 制度について概ね知っている」または「2. 名前は聞いたことが有るが、内容は知らない」と回答された方に質問します。裁定制度の利用を検討したことがありますか？

有る	無い
0	80



[Q 2-3] 上記 Q2-2 で「1. 有る」と回答された方に質問します。どのような場合に裁定制度の利用を検討しましたか？（複数選択可）

※Q2-2 で「1. 有る」の回答がないため、本質問における回答なし

[Q2-4] 上記 Q2-2 で「2. 無い」と回答された方に質問します。なぜ裁定制度の利用を検討しなかったのですか？（複数選択可）

裁定通常実施権が認められた事例が少ないため	32	38%
裁定通常実施権が認められるための要件が不明確であるため	13	15%
裁定通常実施権が認められるための要件が厳しいため	4	5%
裁定通常実施権が認められるまでに時間がかかるため	1	1%
裁定通常実施権が認められるまでの手続きが煩雑又は不明確であるため	7	8%
(不実施の場合の裁定について)特許権者の実施状況が把握できないため	9	11%
特許権者に自社が特許権者の特許を実施しようとしていることが知られるため	28	33%
裁定請求は侵害を自白したかのような印象があり訴訟などにおいて不利になる恐れがあるため	19	23%
他の手段(無効審判、ライセンス交渉等)によって対応可能であったため	51	61%
行政機関による裁定の判断の妥当性に疑問があるため	7	8%
裁定通常実施権が認められた場合の対価の額の予測ができないため	7	8%
その他	11	13%
全回答者数	84	

[Q 2-5] 今後、どのような場合に裁定制度を利用できる可能性があると考えますか？
 (複数選択可)

リサーチツール特許などの汎用性の高い上流技術に関する特許の実施の必要があったとき	15	18%
標準規格の策定においてアウトサイダー(パテントプールに参加しない者)が標準必須特許の権利者となっていたとき	29	35%
標準規格が策定され普及した後に、規格に取り込まれた標準必須特許の特許権者が権利を主張し、差止や高額な実施料請求をされたとき	28	33%
標準必須特許以外で、業界で一般化された技術に関する特許の実施の必要があったとき	16	19%
パテントロールから権利行使を受けたとき	31	37%
製品全体に対する寄与度の低い特許であるにもかかわらず、製品全体の製造・販売の差し止めが請求されたとき	17	20%
その他	7	8%
全回答者数	84	

なお、自由記載コメントとして、「現行制度は実効性に乏しいため使用しない(利用する可能性は少ない)」といった意見や、「外国企業に必須特許を取得され差し止め(超高額なライセンス料の要求)などにより日本国内の経済や企業活動に大きな悪影響が出た場合」などにも利用できる可能性があるといった意見があった。

[Q3-1] 現行の裁定制度が形骸化している原因はどこにあると考えますか？（複数回答可）

裁定通常実施権が認められるための要件が不明確であるため	28	33%
裁定通常実施権が認められるための要件が厳しいため	13	15%
裁定通常実施権が認められるまでに時間がかかるため	4	5%
裁定通常実施権が認められるまでの手続きが煩雑又は不明確であるため	17	20%
（不実施の場合の裁定について）特許権者の実施状況が把握できないため	12	14%
特許権者に自社が特許権者の特許を実施しようとしていることが知られるため	30	36%
裁定請求は侵害を自白したかのような印象があり訴訟などにおいて不利になる恐れがあるため	26	31%
他の手段（無効審判、ライセンス交渉等）によって対応可能であるため	45	54%
裁定通常実施権が認められなければいけないような状況が業務で生じないため	27	32%
現行の裁定制度における3つの場合の要件が、業務上のニーズに合わないため	8	10%
行政機関による裁定の判断の妥当性に疑問があるため	8	10%
裁定通常実施権が認められた場合の対価の額の予測ができないため	14	17%
裁定制度がよく知られていないため	21	25%
その他	7	8%
全回答者数	84	

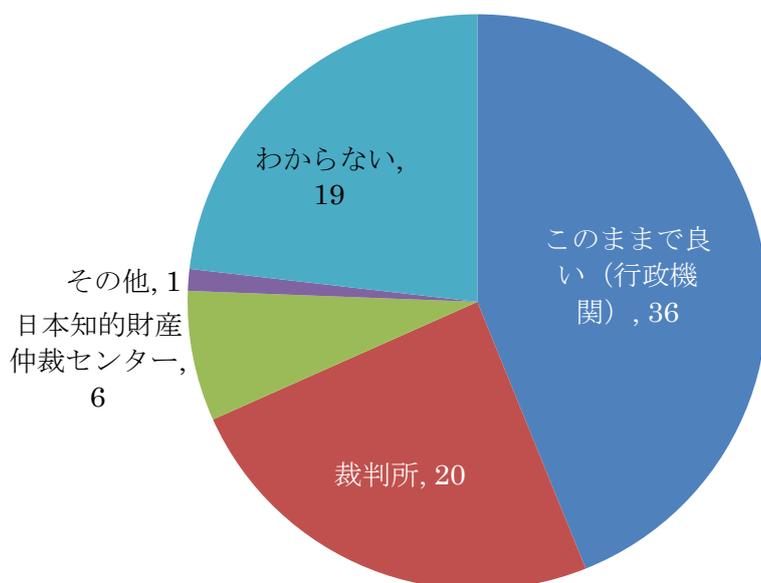
なお、自由記載コメントとして、「通常、外国特許やノウハウ込みでの交渉となるため日本特許1件だけについて実施権を求めるようなケースがほぼない」といった意見や、「自社実施が特許権者に知られることよりも第三者に知られることを避けたいのではないか」といった意見などがあった。

[Q3-2] 現在の裁定制度では、通常実施権の設定の可否についての判断は以下の行政機関が行うことになっています。

- ・不実施：特許庁長官（経産省工業所有権審議会発明実施部会）
- ・利用関係：特許庁長官（経産省工業所有権審議会発明実施部会）
- ・公共の利益：経済産業大臣（経産省工業所有権審議会発明実施部会）

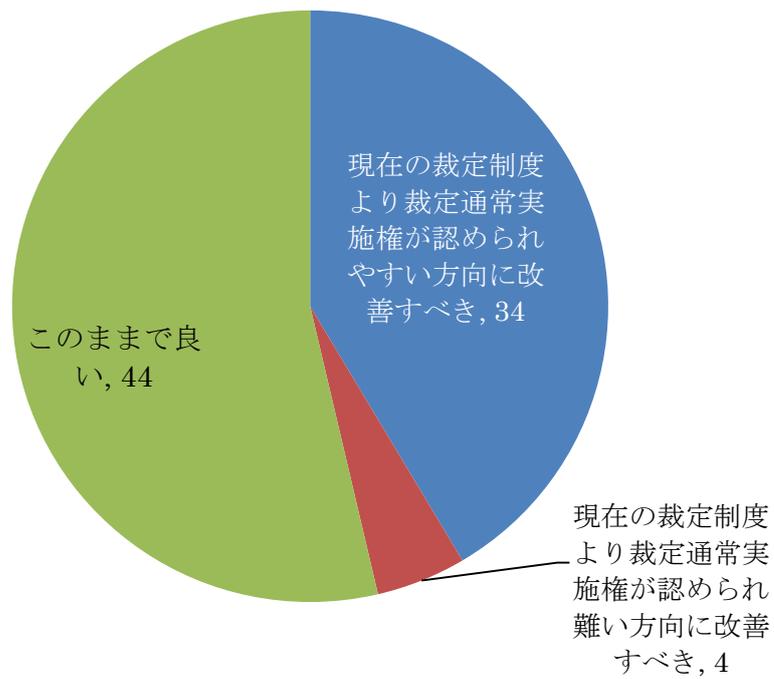
行政機関ではなく裁判所にて判断した方が好ましいのではないかとといった意見もありますが、裁定制度における通常実施権の設定の可否の判断主体についてどのように考えますか？

このままで良い(行政機関)	36	44%
裁判所	20	24%
日本知的財産仲裁センター	6	7%
その他	1	1%
わからない	19	23%
計	82	



[Q 3-3] 現在の裁定制度をどのように改善すべきと考えますか？

現在の裁定制度より裁定通常実施権が認められやすい方向に改善すべき	34	41%
現在の裁定制度より裁定通常実施権が認められ難い方向に改善すべき	4	5%
このままで良い	44	54%
計	82	



[Q3-4] Q3-1 で回答した理由を記載してください。(自由記述)

「1. 現在の裁定制度より裁定通常実施権が認められやすい方向に改善すべき」と回答した理由として最も多かったのは、「利用実績に乏しい現行制度は存在意義が乏しく、使いやすくして実績を増やしていくべき」といった意見であった。また、「産業の発達という法目的のために必要な制度であるにもかかわらず、使われない制度となっているため」といった制度改善を求める意見や、「パテントコントロールへの対抗手段として有効である」といった理由からより利用しやすいように制度改善を求める意見も多かった。なお、具体的な制度改善の方法としては、「要件緩和や、制度の周知等を通じた明確性向上による制度利用のハードルを下げる」ことや、「よりメリットを感じさせるような制度にする」といった意見があった。

「2. 現在の裁定制度より裁定通常実施権が認められ難い方向に改善すべき」との回答は少数ではあったが、「特許権者のリスク増大する恐れがある」といった意見や、「裁定制度はあくまで例外であるため」といった意見があった。

「3.このままで良い」と回答した理由として最も多かったのは、「実務では他の手段で解決可能であるため、裁定制度を利用しなければならないといったニーズや問題が存在せず、現行制度に対する改善の必要性を感じていないため」といった意見であった。この他にも、「本制度を利用するメリットが少ない」といった意見や、「裁定通常実施権が認められ易くなったときに相対的に特許権が弱体化する」ことを懸念する意見、「あくまで非常手段であるためあまり利用されるべきではない」といった意見などがあった。